

## 分散型観光の推進に向けた新たな観光コンテンツ造成支援事業費補助金 実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、分散型観光の推進に向けた新たな観光コンテンツ造成支援事業費補助金交付要綱（令和8年6月18日施行）に基づく事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(交付決定前着手)

第2 補助事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合には、申請者は知事に対して、事前協議の上、交付決定前着手届（別記様式第1号）を提出するものとする。

(交付決定前着手の承認)

第3 知事は、交付決定前着手届を承認したときは、別記様式第2号により速やかに申請者に通知する。

附 則

この要領は、令和8年6月18日から施行する。